

スクールカウンセラーと連携した 不登校児への支援

The support for pupils who refuse to go to school with
the cooperation of school counselors.

矢川 晶子 (和歌山大学教育学部附属小学校)
Akiko YAKAWA

キーワード：スクールカウンセラー、不登校、いじめ、女子グループ

1. はじめに

今日、学校現場では、「不登校」や「いじめ」等の問題行動や児童生徒間あるいは教師間の人間関係の悩みについて、専門的な立場で対応できる、いわゆる「心の専門家」であるスクールカウンセラーの役割が期待されている。平成7年度よりスタートした文部省スクールカウンセラー活用調査研究委託事業によって、和歌山市では中学校や高等学校だけでなく、小学校にもスクールカウンセラーが配置され、活用や効果に関する実践的な調査研究がなされた。

筆者の前勤務校S小学校では、数年来、不登校児が全国平均よりも多い和歌山県の中でも、さらに多く、年齢や学年に関係なく長期化する傾向にあった。また、高学年での「学級の荒れ」が連続し、学校運営にも支障が起こっていた。地域の実態として、家庭教育環境にハンディを背負った子供が多く、学校や担任だけの努力だけでは、限界が見られた。

こういった状況の中で、スクールカウンセラーの配置が切望され、以下の各点に重点を置いて、取り組みが進められた（スクールカウンセラー活用調査研究紀要、2000年3月）。

(1) スクールカウンセラー活用のねらい

- ① 指導力の向上をめざす・・・研修会を持ち、児童の問題行動に対応する「力」をつけるようにして、実際の指導における適格性の向上に努める。
- ② 保護者へのカウンセリング・・・保護者へのアピールに努め、家庭の教育環境に問題を持っている児童の保護者等に、機会を斡旋する。
- ③ 児童へのカウンセリング・・・学校生活に不満や悩みを持つ児童に、第三者の立場から指導助言をもらう。
- ④ 教師へのカウンセリング・・・教師自身のカウンセリングの場を持つと共に、指導上の問題点について専門家の助言を指導に生かす。
- ⑤ 小中学校の連携を深める・・・進学先への中学校へも同じカウンセラーが配置されたので、卒業生やきょうだい関係を踏まえたカウンセリングを進めて行くことで、有効な活用方法を研究する。

⑥ 研修に生かす・・・教員はもちろん、PTAの研修にもカウンセラーの指導を仰ぎ、地域の教育力の向上を図る。

(2) スクールカウンセラーの組織化

校務分掌におけるスクールカウンセラーの位置づけについては、いわゆる生活指導とは異質な要素があるため、既存の組織に属することなく独立した存在として位置づけ、誰もが等距離の意識のもとにカウンセラーの活用を進めることとした。カウンセリングの本質から考えて、独立した存在の方が児童から見ても保護者から見ても、また、教員自身も活用の自由さと深さが得られると判断したからである。ただ、学校運営上、学校側の組織と教育活動上の連携を深めるために、教頭を担当として学校側の窓口とした。

(3) カウンセリングの運営

スクールカウンセラーは、毎週火曜日に8時間在校し、1週間の予約を教頭が調整を行った。また、その日の臨時的な申し込みもあるので、その都度調整しスムーズに実施できるように配慮した。保護者については、小中の連携もあるので、同じカウンセラーによる月曜日の中学校でのカウンセリングと調整を図りながら実施した事例もある。カウンセリングの内容については教育上必要なものについては、カウンセラーに意見を求める形で、また、指導について相談する形で両者の調整を図りながら取り組んだ。

2. スクールカウンセラーと連携した不登校児・保護者・教師に対する支援の事例

教育援助の対象：主たる対象者A女兒

教育援助開始時の暦年齢12歳、小学校6年

家族構成（父親、母親、兄、本人）

その他（A児の同級生女子児童3名 いずれも12歳）

教育援助を行った施設、場所：和歌山市立S小学校6年生教室、S小学校カウンセリングルーム、A児の自宅

期間：1999年10月から2000年4月まで

教育援助開始時における対象者の問題の概要：

主訴は、女子児童4人グループ内での「無視」、「はずし」、「言語による精神的いじめ」が原因での不登校。

小学校6年生A女兒は、クラス替えが行われた4月当初、5年生の時に仲良しだった児童とクラスが別々になり、性格が内向的なこともあって、学級内の他の女子からやや孤立しているように見受けられた。しかし、徐々に活発な女子とも交流できるようになり、帰宅方向が同じ3人の女子と仲良しグループを形成するようになった。2学期半ば頃から、A女兒の4人グループ内でしばしば、1人対他という構図で、些細な理由による「無視」「はずし」が始まった。こういったグループで内の「いじめ」は、時には、いじめを受けている本人から、また、事情を知った周りの級友から学級担任に、直接報告されることがあった。そういった険悪な事態の多くは、一過性で、長く続かず、平均2～3週間の期間を置いて解決し、その後、グループ内の結束がより強まっていくように思われた。そのようなメンバー内で1人の児童が他の児童から無視を受けるといった状況は、なかなか終息せず、2学期後半以降、繰り返されていた。A女兒は、所属するグループの他のメンバーに比べて自己主張は少なく、他の児童が無視されている時も、仲間に加わらず

静観することが多かったという。そのため、それまでの何回かのトラブルでは、当事者であっても巻き込まれることはなく、精神的ストレスは少なく、済んでいたようであった。しかし、卒業も近づいた3学期初め、メンバー内の1人の女子と些細なことから対立して口論になり、翌日から他の3人のメンバー全員に、学校で話しかけられたり、遊びに誘われたりすることが全くなり、無視や悪口を受けるようになった。A女児の様子がおかしいことに気付いた母親が、理由を尋ねたところ、友達からのいじめが原因で「学校に行きたくない。」と訴えたため、学級担任へ、本人が自分から登校したいと言うまでは、欠席させると伝えてきた。

早速、学級担任がA女児と母親に放課後、学校に呼んで面談を行い、A女児自身の「学校に行きたくない」気持ちや理由を丁寧に聞き取り、今後の希望する自分自身や他のメンバーとの関係のあり方を話し合った結果、元通り仲良くしたい意思を強く持っていることを確認した。数日後、学級担任と他のメンバーの母親の働きかけで、A女児の自宅に他の3人が訪問して謝罪し、仲直りする場を設定した。その結果、A女児自身も学校に行くことを約束した。しかし、再び学校に来たA女児を、他のメンバーが無視したことから、学校を無断で飛び出し、以後欠席した。一度だけ担任の誘いに応じて、学年末のお別れ遠足に、参加したものの、同じクラスの児童を一切避けるようになり、小学校卒業まで不登校を続けた。その間、クラスメートが、遊びに誘ったり、連絡物を届けに行ったりしても、A女児本人は頑なに姿を見せず、不眠を訴えるなど精神的に不安定な状態に陥った。母親につきまとう等幼児返りや引きこもりの状態が見られた。A女児が不登校した期間は、3学期の1月中頃より3月末の約50日間である。小学校の卒業式は、全員での式には参加せず、他の児童が下校した後、A女児と両親の3人が来校し、学級担任と数名の職員が立ち会いの上、校長室で証書を手渡すことになった。春休みに学級担任が、進学先の中学校の生徒相談主事と連絡会を持ち、中学入学後の対策を検討して、A女児が登校しやすいような中学校でのクラス分けについて、特別の配慮をする申し合わせを行った。その結果、中学校の入学式から現在まで、元気に登校しているが、他の3人のメンバーとは、その以後、交友が途絶えたままである。

教育援助開始時における、対象の児童生徒、学校、学級、家族の環境などについての心理教育的アセスメントの焦点、方法と結果

心理教育的アセスメントを行うためのポイントは、A女児や母親の訴えによる不登校の原因となつたいじめの実態を、早期に明らかにして客観的に把握し、A女児の性格傾向の分析を行い、親子関係を含む本人の家庭環境の様態を明らかにし、その対策と心理的援助の指導の方針を決定することであった。A女児に対して、継続的かつ過酷ないじめが見られ、そのことが主たる原因で不登校に陥っているのか、あるいは、元来A女児が不登校に親和的で不安傾向が強い性格であり、いじめが単なる誘因に過ぎないのか見極めることが、教育援助の方針を立案する重要なポイントであると考えられた。

(1) A女児へのいじめの実態調査

先ず、A女児に対するいじめを正確に把握するために、学級構成員だけでなく他学級の児童からもA女児の所属するグループ内での交友関係の実態を、守秘を原則に個別に聞き取る調査を行った。同時に、A女児の所属するグループの他のメンバーからも、日頃のグループ内の友人関係の不満やA女児に対する率直な感情、過去の経緯を丁寧に聞き取った。

その結果、A女児に対する無視や悪口は、グループ内のB女児との些細な口論が原因で、B女

児に同調した他の2人は、それほどA女兒に対して反感を抱いていないことが明らかになった。B女兒も以前に3人から無視されて孤立していた時期があり、その際にB女兒は誰にも告げずに我慢したのに、A女兒の場合、学校を欠席して、公然と、学級担任や両親に告げ口したこと、さらには、A女兒の母親がB女兒と共に通っていたピアノ教室の教師にまで、不登校の理由をB女兒らのいじめにであることを告げたことに、非常に反発を抱いていた。一方、学級内の他の生徒から、A女兒のグループでのいじめの内容は、積極的な嫌がらせや攻撃、長期に渡っての無視ではなく、期間はA女兒が無視されているのを知ってから、一週間程度であることも明らかになった。

(2) A女兒本人の性格傾向の分析と本人を取り巻く家庭環境等背景の把握

A女兒と母親に対しての学校内と自宅での面談によって、A女兒の性格や行動を把握し、分析を行った。また、より客観的なアセスメントを行うために学級担任による把握だけでなく、養護教諭や前学級担任、毎週1日に訪れるスクールカウンセラーとの母親とA女兒の面談を開始し、学級担任と連携してA女兒の性格や行動、友人関係、また親子関係や両親の教育方針等を把握するように努めた。

その結果、A女兒の性格は、母親からは、どちらかという内弁慶で、家では活発で頑固な一面があり、外では几帳面で真面目、また、人に合わせることが多く、自分をあまり全面に主張することは少ない性格と認識されていた。小学校5年生までは、A女兒自身と似たおとなしい性格の児童と少数の友人関係を保っていたが、6年生になって、初クラス替えでそれまでの仲の良い友人と離れて寂しがっていたが、活発な友人と交遊するようになり、今までとは異なった友人関係を築いているように感じられたという。不登校前は、家族全体が高校受験を控えたA女兒の兄に神経が注がれ、A女兒はやや存在感が薄く、また、母親が本格的に仕事に出るようになり、近所に住む祖父母のもとで過ごすことが多かったという。学校では、絵やノートの文字など非常に丁寧で几帳面な性格が全面に出、一見望ましい性格であるが、やや内向的、過敏性などの神経質傾向がみられ、「よい子」としての完全主義傾向が認められた。また、スクールカウンセラーによる所見では、いじめと言ってもグループ内の口論やすれ違いが原因で、それほど深刻な事態ではなく、いじめを受けたとされる期間も短いことから、母親共々「自分は決して悪くない」といった完璧主義の傾向のため、些細なトラブルでも乗り越えられないような性格的弱さがり、深刻に受け止めすぎて、自身を追い込んでいるようであると分析がなされた。

心理教育アセスメントに基づく教育援助開始時の教育援助の方針と計画

A女兒の所属するグループ内の人間関係を検討し、無視や陰口等の「いじめ」の原因や不登校に至る経過やA女兒の家族関係や本人の性格特性から教育援助や指導の方針について、担任と学校長、教頭、養護教員、スクールカウンセラーとで協議がなされた。その結果、A女兒の場合は継続的で深刻な「いじめ」ではなく、友人関係の躓きから「学校へ行きたくない」との本人の訴えを、両親が防衛的に受け止め、重大視し、不登校の原因のすべてを他に求めていると判断された。A女兒の性格から考えて不登校が長引くと、他の児童の思惑を気にして学校に行けない状況に陥り、再登校に時間を要すると予測された。同じクラスの他の女子児童がA女兒を暖かく受け入れると見られるため、学校に登校しても孤立することはないだろうという判断した。そして、学級担任が積極的にグループの人間関係を調整し、A女兒へも友人関係の是正を図れるようアド

バイスし、担任教師が全面的に自分の味方であると感じられる受容的な関わりをしていく方針を立てた。同時に、「いじめ」を行っている他の女兒の心理的背景の理解に努めて、自らの意志で行動を変えていけるよう働きかけることとなった。学級担任はスクールカウンセラーと共に、A女兒と同じく完璧主義で不安傾向の強い母親に、安心感を与えるよう、互いに一致した指導方針で家庭訪問による面談を実施し、保護者への心理的援助を継続的に行き、信頼関係を持つことを重視した。

上記のように、教育援助は、学級担任がほぼ毎日、スクールカウンセラーが毎週1日、問題の終結まで、面談の形式でなされた。A女兒は、内向的で過敏性、依存性が強い性格側面が見られ、A女兒の真面目さ几帳面さによって自身の正当性に固執し、友人からの孤立に混乱して、不登校に至った心理状態に、寄り添いながら、今後どうしたいのかを自己確認できるよう援助していくこととなった。また、A女兒とグループの他の女兒との確執を当事者だけの問題に留めず、学級全体の問題としてとらえ、どうすれば良かったか話し合う機会を持つようにした。

さらに、A女兒の感情に巻き込まれて、過敏でヒステリックな対応している母親に対して、来校によるスクールカウンセラーとの面談や電話相談、家庭訪問を行い、援助的関わりを実施する計画を立てた。

教育援助の経過の概要

(1) 問題の実態と背景の把握・・・A女兒属する集団構造とA女兒のパーソナリティの理解に努める段階

A女兒と母親が不登校することを学級担任に電話で通告し、放課後二人で来校し、今までA女兒に対して無視等のいじめを行っていた他の児童への憤りや非難を中心に、耳を傾けた。無理に学校に行かなくともよいとして、防衛的になって不登校を容認している母親と自身の重大な落ち度も感じられずに、友人とのトラブルが1週間以上に渡って続き、排斥されたA女兒の心理的圧迫、混乱状況を把握することに努めた。話しをしているうちに、母親はA女兒が友人関係を維持するために、自分に非があると認めたわけではないのに謝らされたB女兒に対し、また、A女兒が通っている学習塾の経営者の子供であるC女兒へ反発し、子供から親同士のトラブルへと発展しかねない状況であった。しかし、A女兒には、B女兒らが自分の行動を反省して、A女兒に謝罪し、元のようにグループで仲良く交友を続けたいとの気持ちが強いことが確認できた。A女兒はこれまでの友人関係で1対多という構図での友人間の葛藤を経験したことはなく、父親や兄は温厚で、母親にあまり叱られることもなく、外では気を遣って他者に合わせているが家族内では末っ子で、比較的我が儘に振る舞っているという。母親は、学校の中に不登校のすべての原因を求め、学校に行かないこと以外、家ではA女兒が普通に振る舞っているのに、よけいにそう信じ込むようであった。一方、A女兒以外の他のメンバーからは、「人の話をちゃんと聞いていないことがあり、同じことを繰り返して言うからムカついたので意地悪をした。無視と言っても、話しかけられたら返事はしたが、自分たちからは話しかけなかっただけで、いじめていない。そのうちきっかけができれば仲直りするはずだったのに、A女兒が自分の母親に告げ口して学校を休んだため、大袈裟になってしまった。親に言って先生に告げ口し、解決しようなんて許せない。」という感情を抱き、互いに相手を非難することで自身を正当化しようとしていた。両者の互いの非を責め合う見解の相違と自身の行動には正当性を主張する頑なさが気になった。

(2) 事態を打開するために、自身で行動する場を設定する段階

スクールカウンセラーと相談の結果、できるだけ早期の解決が望ましいとの考えで、グループで話し合う場を持ちたいと他女児から要望があり、A女児自身が学校に来ることを承諾したため、互いの言い分を交換する場を設定した。直接、話し合ったことで、A女児は仲直りできたと判断したようであるが、他女児は話し合っても、わだかまりがすべて消えたわけではなく、A女児への接し方も以前に比べて消極的な関わりであった。そのため、A女児は再び、不登校となった。このことがA女児の母親を憤らせる結果となり、「せっかく仲直りできたと喜んだのに、騙されて二重のショックを受けた」と他女児に対する反感を強めていった。さらに、「たとえ本人が学校に行きたいといっても、行かせない」と言い出すこともあった。そこで、他女児の母親が、A女児の不登校の原因の責任を感じ、A女児の自宅を訪問して、謝罪させた。全員がすっきりとしなかったものの、A女児は二度目の再登校を果たしたが、やはり無視されていると感じて始業前に学校を飛び出し、祖父母宅に逃げ帰ってしまった。担任教師と当事者全員の母親が仲裁に入ったが、A女児は不安傾向が著しく、相手の言動で泣き出して喚いたり、口を閉ざしたりしてしまい、A女児の母親も登校をさせるべきか判断に迷っていたが、A女児の気持ちを配慮して、それ以後、積極的な登校刺激はできなくなった。

(3) A女児の孤立感や自信喪失、情緒不安定等心理的葛藤の顕在化の時期

家庭訪問によるスクールカウンセラーや学級担任との面談には、A女児は快く応じた。しかし、登校を誘う級友の電話には一切出ようとはせず、前学年に仲が良かった児童とFAXでやりとりしていた。また、次第に心理的に追いつめられ、「何人もの自分が自分の中に住んでいて、そのほとんどが悪い自分で、みんなバラバラなことを言っている。」「死にたい、消えたい」「もう絶対に学校なんかに行かない」「楽しくない、こわい、つまんない、私は1人だ」と日記に書き綴るようになり、強迫症状が見られるようになった。A女児の母親は、A女児の性格的な頑さに手を焼いて、A女児の性格的な問題も影響していると受け止めるようになっていた。しかし、兄の高校受験もあり、本人をしばらくそっとしてほしいと学級担任から学級全員に告げるように要望があった。A女児も、中学校になってから気分一新し、学校に行くと言おうようになった。

(4) A女児と母親の心理的安定と自己理解を促す援助を行う段階

スクールカウンセラーと話し合っ、それ以降は早期解決を必ずしも目指さず、無理な登校刺激によって、心理的に追いつめることがないよう配慮した。同時に学級担任がA女児と母親に学校とのよりよい関係を維持していくように努めた。母親とA女児が学校と疎遠になったと感じないように、参加しやすい学校行事のある時は誘い、あくまでA女児のニーズに応じた教育的援助を行った。また、母親との信頼関係を維持していくよう配慮した。A女児は次第に落ち着きを取り戻し、学年全体でのお別れ集会に自分の意思で参加するまでになった。しかしトラブルのあった女児とは、その後、全く交流が途絶え、卒業式には参加せずに、小学校生活を終えた。

(5) 終 結

3月末、A女児は両親に付き添われて、校長室にて学級担任が見守る中、卒業証書を手にした。数日後、A女児と母親から学級担任宛の手紙が届き、今までの教育的援助に感謝する旨と中学校では気持ちを新たに、登校するとの決意が記されていた。春休み中、学級担任と中学校生徒指導教員との会合が開かれ、A女児に対する中学校入学時の対応に、配慮してもらうよう

伝えた。その結果、現在に至るまで中学校入学時からA女兒はずっと元気に登校しているとのことである。

本事例では、スクールカウンセラーと共に行った面談8回、学級担任との面談15回が実施された。

教育援助の自己評価（自己点検）

いじめは、人間関係が未成熟な閉鎖的集団の中で潜行的に行われるといわれる。本事例でも、そういった仲良しグループ内での「意地悪」「無視」「陰口」といった傾向が見られた。しかし、暴力や脅迫によるような深刻ないじめが存在したわけではない。心理的圧迫という点で、1対多といういじめの典型的な構図があり、親と教師が設定した関係修復のための場では表面的な仲直りをしただけに終わった。当事者の真意を十分に反映した解決方法であったかが反省すべき重大な点である。また、少子化の影響なのか、子ども同士のトラブルが往々にして親を巻き込み、親対親で対立し、関係がこじれて根が深くなり関係修復がより一層困難になるように思われた。本事例でも、母親が自分の子供を守ろうとするあまり、他者に厳しく責任追及するような言動が見られ、感情面の対立や葛藤場面が生じ、親子間で心身共に疲れ果てるような状況に陥った。また、担任教師の立場からの教育的援助は、不登校生徒へ中心に注がれることになり、中立的立場で、学級全員が広く意見を交換し合う場が必要であるように感じられた。それによって、その問題に直接関わっている当事者だけでなく、第三者の客観的な立場からの意見を問題解決の過程に反映させ、多面的な視点を与えることが、A女兒の所属グループのメンバーにもできたのではと考えられる。

思春期に入りつつある女子児童の自己防衛的な閉鎖性や同調性、攻撃的感情の突出を緩和し、心の育ち支援するために、学校内外の連携や人的配備の必要性が感じられた。また、早期解決を目指すのではなく、症状の奥に潜在する中学進学への漠然とした不安感や自尊感情の低下、イライラや焦燥感を募らせている児童全員の心のケアに努めることが必要であった。学校内の人間関係を直接取り扱うスクールカウンセラーと協力しながら保護者への対応を考慮し、教育援助を行っていくことが肝要である。スクールカウンセラーとA女兒、両親との信頼関係は一貫して保たれており、ある程度の経過を見守る時期においても、面談が可能であったことが評価できる。その一方で、自己回復力のためのエネルギーを蓄えることに必要な面談や支援がどのように当事者の人間関係力の向上に作用したかは、フォローアップが必要である。

本事例における教育実践についての考察

本事例の教育実践を行うに際しての参考とした理論は、学級担任である教師が行うスクールカウンセリングの実践である、中山俊昭氏の「教師カウンセラーとスクールカウンセラーの連携」、福島脩美氏の「カウンセリングに際しての指導と受容の統合」である。また、佐藤修策氏の「登校拒否事例からみた『いじめ』」に掲載されている実践事例が、本事例の理解と教育援助の方針決定に役立った。臨床心理士等による専門的な立場からの個別カウンセリングでは、相談者への受容性が発揮されやすいが、相談者である生徒だけでなく学級全員の生徒に対するカウンセリングでは、学校の教師は受容性だけでなく指導性も発揮することが期待されている。福島氏は受容性と指導性が共に満たされる場合に、教育とカウンセリングの成果が高められると考えている。指導性、受容性においてもその意味内容は多義的で、人により分野により、捉え方が異なっている

が、端的に言うとは教師と生徒の関係性を教師は様々な生徒の悩みに寄り添いつつ、自己理解と成長を促し、同時に問題行動の背景にある動機感情を受容する立場で教育援助に当たることである。本事例において、どの段階で指導性や受容性を発揮すべきだったのか、結果論になるが、早期段階での一見当事者同士の自主的話し合いの場に、もっと教師の指導性を発揮し、「いじめている」と受け取られている3人のメンバーの苛立ちや葛藤を受容すべきであった。いじめを受けている生徒に寄り添うことが、加害者の孤立感や閉鎖性を招く場合もあることを考慮して、場合によって中立的な立場をとったり、加害者に寄り添ったりすることもあってよかったのではと考える。

また、いじめによる登校拒否事例では、周囲が気を遣って、戸惑っている状況を敵意や排斥と受け取り、A女児が学校に復帰した状況での人間関係の把握や母親の過度な不安を軽減する方策ももう少し必要であった。しかし、スクールカウンセラーや養護教員との連携はスムーズに行われ、本事例に関わった大人が、担任一人ではなく、それぞれがチームを組んで役割を果たしたことが、終結の一助になっているように思われる。

3. おわりに

本事例だけでなく、スクールカウンセラー活用事業により、様々な成果と課題が見られた。先ず、成果として、スクールカウンセラーと学級担任の連携した教育的支援により不登校の児童が心の安定を図り、登校できるまでになったケースも見られるようになった。また、教職員が、不登校児や不登校気味の児童の保護者に対して、どのような対応をしていけばいいか、明確な視点を持って教育相談にあたることができ、効果があった。保護者にとっても、学校と関係なく子供の抱える問題について、相談できる体制と機会が得られ、教師からのアドバイスでは、「学校として」「学校だから」と積極的に受け止めてもらえないことも、専門家だと素直に受け止めてもらえた。そして、スクールカウンセラーが担任にも対処の仕方について助言をすることによって、結果的に学校と保護者が連携して子供の支援と指導にあたることができた。

現職教育の中で、教育相談に関して研修会の内容の充実が図られ、教育相談についての参考書や図書の充実、講演会やPTA活動の広報を通じて、理解が深まった。

スクールカウンセラーと教職員との連携が、効果を高めること、児童や保護者との信頼関係もまた重要であり、継続して援助してもらえるスクールカウンセラーの必要性が感じられた。スクールカウンセラーが配置されたからと言って、学校が抱えているすべての問題を解決できるというものではない。具体的な個々の問題の解決にあたっては、関係諸機関と連携しながら、一人ひとりの子供を見つめて、よりよい関わりを深めていくようなシステム構築が望まれる。

<補足資料>

児童・保護者・教師からの相談件数

(1) 教師からの相談

相談内容 年度	不登校	問題行動	虐待	学校生活	友達関係	家庭問題	場面緘黙	情緒障害	知的障害	合計
H11年度	82	5	30	0	11	7	3	16	8	162
H12年度	112	2	0	28	23	19	3	2	5	194

(2) 児童生徒からの相談

相談内容 年度	不登校	虐待	友達関係	学習	学校生徒	パニック	知的障害	合計
H11年度	5	1	3	1	0	0	0	12
H12年度	21	0	0	0	5	1	1	40

(3) 保護者からの相談

相談内容 年度	不登校	問題行動	友達関係	学校問題	子育て	家庭	虐待	場面緘黙	情緒障害	知的障害	合計
H11年度	56	22	2	0	1	0	36	4	0	0	121
H12年度	44	2	11	5	0	3	0	0	1	2	68

<引用・参考文献>

和歌山市立四箇郷小学校 2001 スクールカウンセラー活用調査研究紀要

中山俊昭 1998 教師カウンセラーとスクールカウンセラーの連携 (児童心理6月号 金子書房)

福島脩美 1998 カウンセリングに際しての指導と受容の統合 (児童心理6月号 金子書房)

佐藤修策 1996 登校拒否ノート いま、むかし、これから「登校拒否事例からみた『いじめ』」 北大路書房